

Inter IKEA Group

# 「懸念の表明」の 手順





# Inter IKEA Groupの 「懸念の表明」

ビジネスの成功、そして人としての成功に対するInter IKEA Groupのアプローチは、誠実さ、尊敬、公平性、高潔さに基づいています。イケアのビジネスの進め方は、イケアの行動規範と関連するポリシーとして文書化されており、こうした文書は、適用される法律や規制とあわせて、コワーカーが遵守すべき原則と倫理的価値観を示す指針となります。日々の業務の中で、どこにいるか、誰とどのような状況で仕事をしているかにかかわらず、適切な決定を下す判断材料となるでしょう。それでも、心配になったり、イケアの行動規範や適用される法律、規制に違反するのではないかとと思われるような行動を経験したり、見かけたりすることがあるかもしれません。そのような場合には、ぜひあなたの懸念を表明してください。



# 12の質問 「懸念の表明」 の手順

1. なぜInter IKEA Groupに懸念を表明するのですか？・7
2. 懸念を表明できるのは誰ですか？・8
3. 懸念を表明するにはどのような方法がありますか？・9
4. どのような懸念を表明する必要がありますか？・10
5. 報告することで自分やほかの人に不利益を与える可能性はありませんか？・11
6. 「懸念の表明」プラットフォームで懸念を表明するにはどうすればよいですか？・12
7. 匿名で報告できますか？・13
8. どのような情報を提供する必要がありますか？・14
9. 懸念を表明したあとはどうなりますか？・15
10. 報告の進捗状況はどのように通知されますか？・16
11. 報告の機密性はどのように確保されますか？・17-18
12. Inter IKEA Groupではデータ保護関連の法律にどのように準拠していますか？・19





# 1. なぜInter IKEA Groupに懸念を表明するのですか？

懸念を表明することは、安全で安心な職場環境、イケアの評判や事業許可を維持するために重要です。懸念を表明することは自身の責任であると考え、安心して報告してください。黙ったままだと状況がさらに悪化し、信頼感のない職場環境になってしまいかねません。あなたが懸念を表明すれば、私たちが手を貸し、行動を起こします。こうすることで、手を携えて改善していくことができます。






## 2. 懸念を表明できるのは誰ですか？

Inter IKEA Groupのマネジャーまたはコワーカーと業務に関連した状況で関与する人のうち、違法行為を経験したり見かけたりしたすべての人が対象となります。つまり、Inter IKEA Group内で懸念を表明する機会は、コワーカー、サプライヤー、パートナー、元コワーカー、将来のコワーカー、コンサルタントなどに開かれています。







### 3. 懸念を表明するにはどのような方法がありますか？

「懸念の表明」の手順

懸念を表明するためにさまざまな方法が用意されているので、自分のもっとも安心できる方法で報告してください。イケアは、職場でのオープンで率直な対話を奨励しています。そのため、可能かつ適切な場合は、懸念事項を当事者に直接伝えたり、マネジャーやP&Cのコワーカーなどの協力を得て、対処してください。また、懸念事項の性質によっては、より中立的に報告する方が適切だったり、有利だと感じられる場合もあるでしょう。そうした場合のために「懸念の表明」プラットフォームが用意されているほか、EUとスイスの大規模な組織では、地域の倫理担当者も配置されています。「懸念の表明」プラットフォームでは、ウェブフォームまたは電話を介して、現地の言語で報告できます。ご希望であれば匿名でもかまいません。どの方法を選んだ場合でも、寄せられる声に耳を傾け、適切にフォローアップします。Inter IKEA Groupが用意している手段では、自分の懸念は効果的に対処できないと思われる場合は、自分で外部に向けてお住いの国の管轄当局に報告するという選択肢もあります。欧州経済領域内の国々の場合、管轄当局に報告に必要な関連情報を掲載したウェブサイトが用意されています。





# 4. どのような懸念を表明する必要がありますか？

どのような懸念でも受け付けていますが、特に対象となるのが、イケアの行動規範および法規制への違反に関する懸念です。ここにすべてを列挙することはできませんが、主に以下の内容が対象となります。

- ハラスメント、児童労働などを含む、人権を侵害する状況
- 個人の健康や安全を危険にさらしたり、環境に損害を与える状況
- 財務および会計上の懸念と資産の不正流用
- 贈収賄、利益相反、賄賂などを含む、汚職またはその他の刑事犯罪
- 競争および国の補助金に関する規則の違反
- 個人のプライバシーが危険にさらされる状況
- 消費者の権利を害する行為
- 上記のいずれかの隠蔽を目的とする行為





# 5. 報告することで自分やほかの人に不利益を与える可能性はありませんか？

イケアは、誠実に通報した人をあらゆる不利益から守ります。たとえ調査の結果、不正行為がないと判断された場合でも、イケアはいかなる形の報復（停職、解雇、昇進や教育機会の拒否、否定的な評価、勤務地の変更など）も許容しません。

こうした保護を受けるためにも、懸念を表明する際は、報告する違反に関する情報が真実であると信じる合理的な理由がある場合のみにしてください。懸念が虚偽であることを知ったうえで報告した場合には、懲戒処分を受ける可能性があります。

懸念を表明する人、懸念の対象となる人、および各事例の処理を担うその他の人は、客観的かつ公平・平等に扱われます。詳しい調査などのさらなる検討が必要であると判断された場合には、通報者などの身元がわからないようにするとともに、関係者に適切にその旨を通知します。懸念の対象となった人には、意見を述べ、問題の状況に関する事実を伝える機会が与えられます。結果的な措置は、事実のみに基づいて行います。

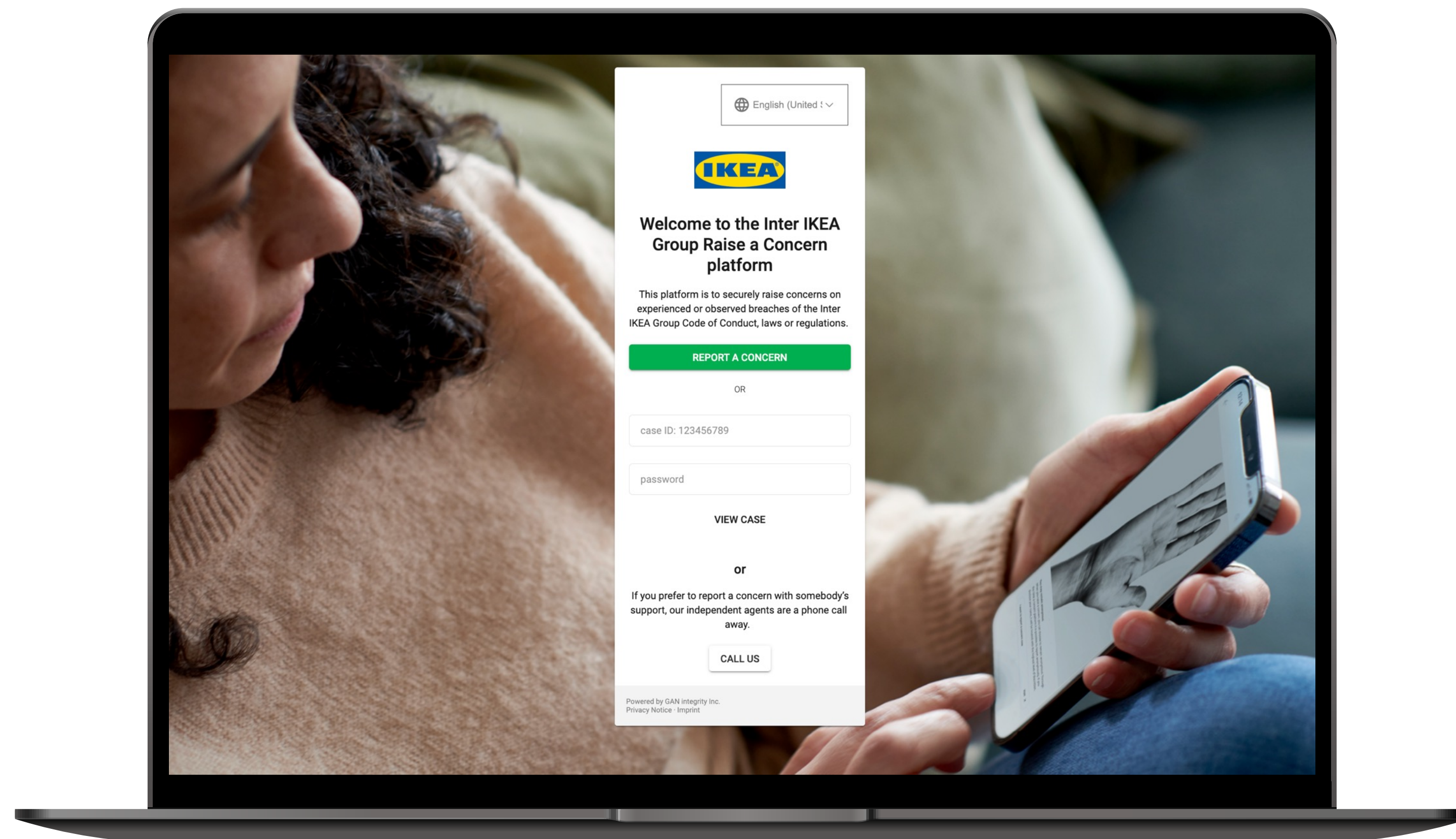




## 6. 「懸念の表明」プラットフォームで懸念を表明するにはどうすればよいですか？

「懸念の表明」プラットフォームには、電話またはウェブで、現地の言語でいつでもアクセスできます（<https://interikea.gan-compliance.com/p/ethics&integrity>）。「懸念の表明」プラットフォームを介して報告を行うと、プラットフォームに再度アクセスするためのユーザーIDとパスワードが送られます。質問や最新情報、連絡事項はすべてプラットフォームを通じて共有され、回答を書き込んだり、さらに追加の質問をしたりできます。確認やさらなる情報交換をしたい場合は、どの段階でもプラットフォームにアクセスすることができます。

「懸念の表明」の手順





# 7. 匿名で報告 できますか？

はい、お住まいの国の適用される法律で匿名による報告が許可されていない場合を除き、匿名で懸念を表明できます。匿名で報告するかどうかにかかわらず、調査を進め適切に実施するためには、十分な詳細情報を提示してもらうことが必要となります。個人名を残す際には、個人情報が保護されるよう最善を尽くします。





# 8. どのような 情報を提供する 必要がありますか？

できるだけ多くの関連情報を提供してください。詳細な情報があることによって、懸念事項を徹底的に評価および調査し、必要に応じて行動することができます。以下に例を挙げます：

- 懸念の原因となった状況の詳細な説明、および違反や不正が疑われる行為のこれまでの経過や事例
- 関与した可能性のある人の氏名、日付、場所、およびその他の関連情報
- 報告する懸念の裏付けとなる事実や文書

事実のすべてがわかっていなくても、できるだけ早く懸念を表明し、知っている事実を共有することをおすすめします。





## 9. 懸念を表明 したあとはどう なりますか？

中央本部に報告された懸念事項はグループレベルで、ローカルに報告された懸念事項はローカルレベルで処理されます。ローカルレベルで報告された懸念から、構造的な問題、またはグループ内の2つ以上の法人に影響を与える問題が明らかになる場合もあります。このような懸念に効果的に対処するには、グループレベルの倫理担当者の関与が必要な場合があります。処理を進める目的で、寄せられた報告を倫理担当者に送付する必要がある場合もあります。このような場合は、懸念を表明した本人に事前に通知されるため、その際に異議を唱えることができます。反対が表明された場合は、グループに対して報告が送付されることはありません。この場合、懸念事項に適切に対処する能力に影響が及ぶ可能性があります。

Inter IKEA Group内の懸念事項に対処するコワーカーは、懸念事項に対処する方法や、公平で偏らない照会と調査を実施する方法、またデータのプライバシーと機密性に関して責任を負うことについて、広範なトレーニングを受けています。こうした業務に携わる個人は、報告された懸念に関して独立・中立であることを証明し、それを維持する必要があります。場合によっては、弁護士、法医学の専門家、監査人、会計士などの外部アドバイザーが、厳格な守秘義務と適切な契約の下で、調査を支援することがあります。





# 10. 報告の進捗状況はどのように通知されますか？

懸念事項を受理してから7営業日以内に確認のメールを送付します。また、寄せられた報告の対処や当該事例の処理完了の決定については、Inter IKEA Groupより詳細情報をお知らせします。懸念を受理してから3カ月以内に、当該事例の結果や進捗状況に関するフィードバックをお送りしますが、その間もプロセス全体を通じて、連絡事項や最新情報を随時お知らせします。





# 11. 報告の機密性はどのように確保されますか？

「懸念の表明」プラットフォームは外部の会社が運営しており、Inter IKEA Group内のごく限られた担当者のみが、関連する部分への限定的なアクセスを許可されています。ウェブフォームと電話回線、ケース管理システムで構成された、安全な専用プラットフォームです。技術的および組織的なセキュリティ対策を講じることで、故意または過失による個人データの操作、紛失、破壊、権限のない人物によるアクセスが起らないよう保護されています。

報告された懸念事項とそれに関連する情報はすべて、情報の取扱いに関するInter IKEA Groupの指示に従って極秘情報として扱われ、そのように分類されます。これには、報告者や報告で言及された人の個人情報が含まれます。情報は、「知る必要がある」ごく一部の人々とのみ共有され、情報を開示するのは、懸念事項に対処する人と、とるべき措置についての決定を担う人に対してのみです。法の下での要請があれば、第三者に情報を提供します。懸念を表明する人物、または懸念事項で言及された人物が誰であることを明らかにしないよう、あらゆる努力が払われます。





# 12. Inter IKEA Groupではデータ保護関連の法律にどのように準拠していますか？

Inter IKEA Groupは、皆さんのデータを取り扱う際に、EU 一般データ保護規則（GDPR）を含む、適用されるすべてのプライバシー関連法を遵守しています。また、個人のデータを安全に保つための適切な措置を講じています。Inter IKEA Group内のすべての法人は、個人データの処理に関して同様のポリシーを採用しています。ローカルに報告する場合は、その報告を受けた法人がデータ処理の責任を負います。中央本部に報告する場合は、Inter IKEA Services B.V.が個人データ処理の責任を負います。

イケアには、不正行為に対処し、適用される法律を遵守するために、あなたの個人データを処理する正当な権利があります。提供された個人データを処理するかどうか、また処理する場合はどのように処理するかは、個別に判断されます。個人データは機密情報として扱われ、アクセスは「知る必要がある場合」のみに限定されます。個人データの使用は、報告の受理、および報告で表明された懸念の調査と対処を目的とする場合に限られます。イケアが懸念を調査するために必要な範囲を超えてデータを保持することはありません。また、必要な期間を超えてデータを保持することはありません。





# 12. Inter IKEA Groupではデータ保護関連の法律にどのように準拠していますか？

あなたには自分に関するどの個人情報が処理されるか、またその理由を知る権利があります。自分に関して誤った情報が保存されていると思われる場合は、訂正を依頼することができます。イケアがあなたのデータを保管する必要がなくなったと考えられる場合は、データの削除を依頼できます。また、特定の状況では、データの処理を制限するように求めることもできます。たとえば、誤った情報の修正をリクエストした場合は、情報が正しくなるまで処理の停止を依頼できます。これらの権利は、報告を行う人と、その他関係するすべての人のいずれにも適用されます。Inter IKEA Groupは、法律に従ってリクエストを処理し、リクエストの結果について通知します。関係者にデータへのアクセスが許可された場合は、あなたの身元が開示されないように必要な措置を講じ、あなたの個人情報は共有される前に文書から削除されます。

上記の権利を行使したい場合、またはイケアのプライバシー保護方法について質問がある場合は、Inter IKEA Groupのデータプライバシーチーム ([isd.dp@inter.ikea.com](mailto:isd.dp@inter.ikea.com)) までご連絡ください。イケアの個人情報の取扱い方法に不満がある場合、あなたにはお住まいの国の規制当局に苦情を申し立てる権利があります。





# ほかに質問は ありますか？

Inter IKEA Group行動規範または「懸念の表明」の手順について、ほかに質問はありますか？ 二次元コードをスキャンするか、[ethics@inter.ikea.com](mailto:ethics@inter.ikea.com)までお問い合わせください。





Inter IKEA Group

「懸念の表明」の手順

作成：2023年3月



Inter IKEA Systems B.V.

